

## 第2回産業動物・家畜共済委員会の会議概要 (産業動物臨床部会常設委員会)

日時 平成18年1月19日(木) 13:30~16:30

場所 日本獣医師会・会議室

### 出席者

- 【委員】 麻生 哲 (日本獣医師会理事・大分県獣医師会会長(麻生獣医科院長))  
穴見盛雄 (熊本県獣医師会会長(穴見獣医科医院院長))  
稲庭政則 (群馬県獣医師会会長(いなにわ動物クリニック院長))  
小比類巻志朗(青森県獣医師会(小比類巻家畜診療サービス会長))  
近藤信雄 (日本獣医師会理事・岐阜県獣医師会会長(近藤獣医科医院院長))  
酒井淳一 (山形県獣医師会(山形県農業共済組合連合会第2事業部次長))  
種村高一 (茨城県獣医師会(種村獣医科医院院長))  
中野 進 (兵庫県獣医師会(兵庫県農業共済組合連合会参事))  
那須正信 (愛媛県獣医師会理事(愛媛県農業共済組合連合会家畜課長))  
濱名張彦 (北海道獣医師会理事(北海道農業共済組合連合会家畜部長))  
三野營治郎 (三重県獣医師会会長(ファミリー動物病院みの院長))  
横尾 彰 (日本獣医師会理事(全国農業共済協会家畜共済総合対策室長))

### 【農林水産省】

相田善勝(消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐)  
吉武 朗(経営局保険監理官補佐)

【本会】 山根義久(会長) 藏内勇夫(副会長) 大森伸男(専務理事)ほか

【欠席】 清水 清(愛知県獣医師会(清水獣医科医院院長))

### 議 事

- 1 第1回産業動物・家畜共済委員会の協議結果(説明)
- 2 関係省庁の説明及び質疑
- 3 産業動物診療獣医師の確保対策(協議)
- 4 その他

### 会議概要

近藤委員長(産業動物臨床部会長)から、「農林水産省の担当官に出席いただいた。委員会の検討テーマにかかる現状等について説明願うとともに、委員から提出された論点の取りまとめについて協議したい旨」開会の挨拶がされた後、山根会長から、産業動物獣医師が小動物開業に転向する例が多いと聞いており、今後、産業動物医療を維持するためには産業動物診療獣医師の確保が急務であり、処遇改善の他、家畜共済制

度のあり方についても十分審議いただきたい旨の挨拶があった。

## 1 第1回産業動物・家畜共済委員会の協議結果（説明）

事務局から、第1回委員会の会議概要が報告され、その中で、第1回委員会においては、「産業動物診療獣医師の確保対策」検討テーマとすることが了承され、また、各検討項目を取りまとめる担当委員が次のとおり決定され、今委員会に併せて論点を取りまとめを提出いただくこととした旨報告された。

- (1) 産業動物診療獣医師の需給  
横尾副委員長\*、小比類巻委員、清水委員、濱名委員
- (2) 産業動物診療獣医師の育成  
酒井委員、種村委員、三野委員\*
- (3) 家畜共済事業の運営と産業動物診療獣医師  
稲庭委員、那須委員\*
- (4) 産業動物診療獣医師の処遇等  
麻生委員、穴見委員\*、中野委員

注：\*は、各項目の責任者

## 2 関係省庁の説明及び質疑

- (1) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 相田善勝課長補佐から「産業動物診療獣医師の確保対策」について大要次のとおり説明が行われた。

### ア 産業動物診療獣医師の現状

産業動物診療獣医師数は、公務員、農業共済団体、協同組合、開業等含め、4,500名程度（獣医師法第22条届出）で、昭和57年と平成16年を比較すると約1,000名減少しているが、これは獣医師の就業分野のバランスの変化によるものである。特に大学入学時から小動物志向の学生が多く、入学時に産業動物を希望しても、実地研修で挫折する例が多く、また、学生の産業動物診療への参入の減少には大学の男女比が同等近くとなっているという背景がある。

### イ 産業動物診療獣医師の確保対策

#### (ア) 国での対応

国では、昭和53年から産業動物獣医師修学資金給付事業を実施している。産業動物に携わる予定の学生に月額10万円を支給し、卒後、産業動物獣医師として一定期間就業すると返済が免除される。

平成9年度は、約50人（うち新規約10名）であったが、平成15年度は、10名と減少しており、産業動物診療に従事せず、途中で奨学金を返済する学生も増加している。その理由の一つに、産業動物診療に携わる職種が少ないことも挙げられる。

#### (イ) 地方公共団体での対応

地方公共団体によっては、獣医師を募集して希望者が集まらず、採用しても途中で退職するものも多い現状があるため、職員が獣医学系大学へ出向いて、5、6年生の学生を対象に勧誘活動を行っている。

その他、家畜保健衛生所を一般へ公開し、地域に家畜衛生の重要性を理解してもらう等も重要である。

(ウ) 今後の対応

獣医療体制整備について、都道府県でも計画等を立て、畜産業の健全な維持と発展を考慮し、現状のみならず、将来にわたった人材確保を見込んだ対応を願いたい。

処遇改善については、状況は困難であるが、関係各位の意見を伺い、検討したい。

(2) 農林水産省経営局 吉武 朗保険監理官補佐から、「家畜共済事業をめぐる事情」について大要次のとおり説明が行われた。

ア 家畜共済制度の変遷

- ・ 現在の家畜共済制度は、昭和 22 年「農業災害補償法」の施行により、国策としての災害対策事業となった。
- ・ 昭和 42 年の改正により家畜単位でなく、農家単位で加入する包括共済制度となった。
- ・ 昭和 61 年の改正により肉牛の子牛・胎児が対象となり、平成 15 年の改正で乳牛も同様に対象となった。

イ 制度内容

- ・ 対象家畜は、牛、馬、豚（鶏は対象外）とする。
- ・ 農家は、原則として飼養するすべての家畜を加入し、掛け金を納める
- ・ 農家は、共済価額（家畜の合計額）に対し、共済金額（資産に対する補償額で組合等で定める最低割合（2 割～4 割の範囲）から 8 割の範囲で選択して）を決定する。
- ・ 掛金率は、過去のリスク被害に応じて地域ごとに国が算定し、原則として 3 年に 1 度見直し、病傷共済金の算定基礎である、診療点数とともに改める。
- ・ 薬価基準については、新薬、薬価の動向を反映させるため、毎年見直しを行う。
- ・ 共済責任の分担は、原則として 2 : 3 : 5 の割合で、組合、県の連合会、国とする。

ウ 対象事故

- ・ 共済事故として、死亡・廃用事故と疾病・傷害事故で病傷給付基準に沿った獣医師の技術が必要なものに限り、治療費を支払う（必要以上の診療は共済対象外）。
- ・ 海外伝染病等の被害（異常事故）は国で補填する。

エ 支給額

- ・ 死廃事故等に対して、補償水準により算定された額が支払われる。
- ・ 初診料は、昭和 46 年から農家負担となった。

オ 診療所及び獣医師

- ・ 共済家畜診療所は、昭和 60 年に 546 箇所であったが、統廃合され、現在、約 300 箇所となった。
- ・ 獣医師は平成 7 年で 1,971 名であったが、現在約 1,600 名となり、また高齢化

している。

- ・ 嘱託・指定獣医師は、97 団体で 311 名（組合等 68 団体 211 名、連合会 29 団体 100 名）である。

#### カ 農業共済関係予算

- ・ 一頭あたりの搾乳量の増加等により、金額被害率が伸び、これにより保険料率である共済掛金率が上がったこと、また新しく乳牛の子牛・胎児が対象となったことなどから、国の共済予算が増加（牛、馬が国が 5 割補助、豚は 4 割補助）した。
- ・ 平成 18 年度の「共済掛金国庫負担金」は約 334 億円、「家畜共済損害防止事業交付金」は約 7 億円計上されている。
- ・ 平成 18 年度は「家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業（生産獣医療についての指導体制構築のため、3 年間のモデル事業を実施）」として、約 3 億円を計上している。

### (3) 以上の説明に対して、大要次のとおり意見交換が行われた。

ア 産業動物獣医師修学資金給付事業については、給付者の進路及びその後の就業状況について追跡調査が必要である。

イ 共済の家畜診療所では初診料は、軽微な額であったり、無料としている現状があり、開業獣医師に多大な影響が出ている。また、初診料のみでなく、共済制度における診療体制全般について検討すべきであり、併せて農家戸数減少の対策が必要である。

これに対し、吉武補佐から、過去、病傷事故の出費が多く、獣医師を必要としない保健薬の投与でも獣医師が対応していた経緯があり、このような状況を改善することを意図して初診料を生産者へ負担させることとしたが、今後、共済診療所への指導と農家の意識啓発が必要である旨回答された。

## 3 産業動物診療獣医師の確保対策（協議）

### (1) 産業動物診療獣医師の需給

論点取りまとめ担当責任者である横尾副委員長から検討テーマについて説明がされた後、協議が行われた。大要は次のとおり。

#### ア 畜産資源の現状と今後の動向

(ア) 北海道において、家畜飼養頭数は平成 16 年以前の過去 5 年間では若干減少しているが、共済加入頭数は変化がない。家畜別では牛、馬に比べると豚が伸び悩んでいる。獣医師一人あたりの診療件数は、伸びている。

(イ) 酪農形態の近代化に伴う乳量生産向上により、疾病の変化等が発生しており、それに対応した飼養管理指導、高度獣医技術を提供する必要性に迫られており、青森県では共済と北里大学とが連携し、情報交換を行っている。

(ウ) 愛知県は畜産県で、乳肉用牛ともに戸数、飼養数は減少しているものの、1 戸

あたりの飼養頭数は拡大している。

- (イ) 農林水産統計(平成17年2・8月)によると、乳牛、肉牛については、飼養戸数、農家数は減少しており、1戸あたりの頭数は増加しており、獣医師の大型畜産農家への対応が迫られている。

#### イ 産業動物診療施設及び産業動物診療獣医師の現状

北海道では、共済の診療施設数は統廃合で減少しており、開業獣医師の施設数は変化がなく、獣医師数は平成12年以降、共済の獣医師における団塊の世代の定年退職を見据えた新人獣医師の先取り等で増加したが、開業獣医師に変化はない。

#### ウ 今後見込まれる産業動物診療獣医師の需要と供給

- (ア) 北海道では、17年4月現在で共済獣医師712名が在職しているが、そのうち100名が平成22年までに定年を迎える。

産業動物の飼養頭数、診療件数の増加及び損害防止事業の充実等により、獣医師の需要は高まる方向であり、定年退職者の増加に対応するため、定年延長、高年齢者再雇用等を検討しており、このことを新規採用者にあたっても考慮する必要がある。

- (イ) 畜産農家の大規模化に伴い、開業獣医師においても複数の獣医師による施設経営が要求されている。

- (ウ) 共済団体、他の組合においてもベテランの獣医師が退職して、職場が若い獣医師のみになる状況も見受けられるので、65歳での再雇用も考慮しながらも将来を見越した対応を図る必要がある。

また公衆衛生関係、家畜衛生関係の公務員にも影響が及ぶことが考えられ、地方では、すでに団塊の世代の定年退職を見据えた新人獣医師の先取り傾向がみられるが思うように採用できていない。

#### (2) 産業動物診療獣医師の養成

論点取りまとめ担当責任者である三野委員から検討テーマについて説明がされた後、協議が行われた。大要は次のとおり。

#### ア 獣医系大学における産業動物診療教育の現状と今後の充実方策

- (ア) 大学では産業動物の担当教官が適切に配置されておらず、教官の育成の必要がある。また、産業動物臨床を内科、外科、繁殖という枠組みでなく、畜産学、栄養学、食品衛生学等と関連付け、幅広く捕らえるべきである。そして農業経済に立脚した応用技術・学術としての獣医学を構築する必要がある。「食の安心・安全」等新時代を見据えた教育、さらに臨床教育は小動物に偏重せず、産業動物診療を実践する教育課程が必要である。

- (イ) 小動物と比べると産業動物診療に関する教育はさらに充実が望まれ、特に動物と学生が向かい合う時間が少ないことが問題である。若い教官が十分な臨床経験がないまま、講義を行っているのが実情である。また、臨床繁殖教育においては、教官は基礎を中心に講義を行い、臨床実習がほとんどなされていない。

- (ウ) 現在の大学の状況では産業動物臨床に関する基礎的な事項でさえ、十分教育す

ることが難しいように思われる。

#### イ 獣医学系学生の産業動物診療分野への誘導

(ア) 学部教育の初期から、産業動物診療の意義を教育し、動物とふれあう機会を作る。さらに産業動物臨床担当教官の専門分野と研究活動の内容に関する情報提供を行い、臨床現場における実習を実施する必要がある。

(イ) 大規模畜産農家への対応を考慮した教育が必要である。

#### ウ 産業動物診療獣医師の卒後教育、研修体制

現場で必要な技術を1年間で研修する制度、産業動物診療関係の専門性の認定制度、さらに産業動物臨床に関する研究活動の助成制度を確立することが必要である。

#### エ 地域の家畜診療センターの設置と大学施設との連携

(ア) 各地域単位での家畜診療センター設立、センターと大学との連携が必要である。東北では、東北家畜臨床指導連絡会議の提言により、18年度岩手大学に「動物医療・食の安全研究センター」が設置されることとなった。

(イ) 日獣と共済の協力による産業動物の研修事業の実施に加え、獣医師会内での産業動物臨床研修の推進が望まれる。

### (3) 家畜共済事業の運営と産業動物診療獣医師

論点取りまとめ担当責任者である那須委員から検討テーマについて説明がされた後、協議が行われた。大要は次のとおり。

診療とともに衛生管理指導が重要とされる中で、共済団体の合併等により指導的な資質を持った獣医師が減少している。また共済獣医師の半数が40歳以上となっており、人員の新陳代謝が必要である。

#### ア 家畜共済事業の状況

(ア) 引受け状況、死廃事故、病傷  
10年で大きな変化がない。

#### イ 産業動物獣医師の現況

##### (ア) 診療業務

家畜共済制度があるがゆえに開業獣医師も共済診療点数にあわせた診療料金となる。小動物医療のような自由な料金設定は農家の事情を考慮すると困難である。

##### (イ) 診療所収入

共済団体の診療所のある地域では、開業獣医師に対する報酬は、共済団体に保留されている技術料から診療補填金として支払うこととなり、共済の収入が減る。

#### ウ 産業動物診療獣医師の待遇改善

これまで産業動物診療獣医師は、畜産を支え、よい環境、よい経営、安全・安心な畜産物供給に努めてきた。行政は生産者への支援は行ってきたが、産業動物診療獣医師には十分な対応がされなかった。

一方で獣医師の食の安全・安心に関連する業務は、農家以上に増加している。

## エ 家畜共済制度と開業獣医師

共済診療が一般の開業獣医師の診療に比べて優遇されているとの意見もあり、制度のあり方については双方が一体となって検討する必要がある。

### (4) 産業動物診療獣医師の処遇等

論点取りまとめ担当責任者である穴見委員から検討テーマについて説明がされた後、協議が行われた。大要は次のとおり。

ア 獣医師の適正な処遇を確保する観点からも、獣医学系大学の学生数については現状維持若しくは削減すべきである。

イ 獣医師給与表を設けることは現状では困難である。

ウ 現在、少数の民間、企業獣医師によって行われている鶏、豚の診療分野にも開業獣医師が進出することにより、食の安全・安心をいっそう確保するとともに、産業動物診療獣医師の職域を広げること検討すべきである。

エ 動物用医薬品指示書は、相変わらず不適正な流通の実態がある。獣医師自ら襟を正し、これを改める必要がある。また、食の安全・安心について、消費者教育を行うことにより、国民の理解が得られれば、獣医師の処遇改善につながる。

オ 共済の技術料については、民間の給与を斟酌して、増額すべきであり、そもそも技術料の算定根拠が現状に則しているかを検討すべきである。

共済家畜診療所の人員についても診療に要する時間の個人差等を考慮し、一定の労働条件を確保するよう検討する必要がある。

カ 獣医師雇い上げ手当の大幅な増額（例えば現在の日当 12,000 円を半日当とする）が、獣医師全体の処遇改善につながる。

## 5 その他

(1) 項目別の協議のあと、当日の検討内容に関連して、大要次のとおり意見が出された。

ア 獣医師国家試験は 18 科目あるが、講座数がこれに満たない大学がほとんどであり、非常勤講師で賄う現状である。また、助手が削減されたことによって臨床分野の教育環境は大変厳しい状況にある。

イ 大学における教育改善の対策として、国立大学を再編統合することにより、教官数を増加させることが解決の糸口と見込まれていたが、大学の独立行政法人化で頓挫してしまった。

ウ まず、当面の間は、大学間の協力体制作ることが現実的である。岩手大学では、家畜衛生、放牧衛生、酪農等、大学に特化した産業動物のセンター - の設立を目指しているが、大学のみでの設立は困難であるので、地域の関係者の協力を得て、民間資本の導入も考慮すべきである。そして、産業動物センターが学部学生の教育にも活用されることを望む。

エ 薬剤師の 6 年制施行に伴い、農業団体でも薬剤師の配置が進んでいる。今後、産業動物診療における動物用医薬品の取り扱いも薬剤師が行うことが想定される。指

示書の不適正流通の問題等もあり、受精卵移植のように獣医師の職務が他の職種にとって代わられることが懸念される。

- (2) 大森専務理事から関連事項として、資料に基づき、動物医療提供体制整備について、獣医師問題議員連盟あて公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の待遇改善等を要請したこと、農林水産省の依頼に基づき、食品衛生法の一部改正による、食品の残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物に関するポジティブリスト制導入に伴う動物用医薬品使用規制の省令改正案への意見・情報の募集について地方獣医師会あて通知したこと、中央酪農会議ではポジティブリスト制に対応するためのチェックシートを作成し、自助努力での対応を図っていること、ケタミンの麻薬指定の動きと麻薬製剤取扱いに関する対応については、適宜地方獣医師会へ情報を提供するとともに、厚生労働省等に現場に混乱をきたさないための措置、同剤の安定供給指導等を要請したことが報告された。

#### まとめ

- 1 近藤委員長から、各委員から提出された論点整理に本日の検討内容を踏まえて、委員長及び副委員長で取りまとめ、後日委員あて送付し、次回委員会を4~5月に開催する旨が提案され、了承された。
- 2 鶏及び豚への診療及び衛生指導対応については、個別に小委員会を設け検討することとし、鶏については麻生委員に、豚については酒井委員に参画いただき、委員の人選等に協力いただくことで了承された。
- 3 閉会にあたり藏内副会長から、本日の農水省からの臨席に感謝するとともに、今後も本委員会にご臨席いただきたいこと、また、家畜共済制度を推進する中で共済団体と開業獣医師のそれぞれの立場の位置付けの課題について、執行部はできる限りの取り組みを行っていきたいこと、さらに本委員会で意見集約された内容については、理事会で対応を検討したいので、十分な審議を依頼したいこと等の挨拶が述べられた。